原動機付自転車改造申告書

		届出者信				
		氏	名			
標識番号	武蔵野市			車	名	
車台番号						

				СС	\rightarrow			cc	
排気量の変更			ピストン直径	¥=D(cm)	ストローク=S(cm)
(排気量計算式)		総排気量計算式=π×(D×D/4)×S							
		3.14×(×	/4	(4) ×	=			
ミニカーへの変更		輪距		cm	\rightarrow			cm	
(50cc 以下)								※輪距の	寉認できる写真添付
上記以外の改造									
改造の理由									
改造の内容									
使用部品のメーカー									
及び購入先等									
						% i	改造に使用し	た部品の領収書	、箱のコピーを添付
改造者	住所								
	氏名又は								
	業者名								
	電話番号								

武蔵野市長 殿

上記のとおり原動機付自転車を改造したので申告いたします。

なお、改造に伴う事柄については、裏面の「注意点」を確認し、当該車両により発生した

一切の責任は私が負うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

納税義務者 住 所

氏 名

電話番号

原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ(ダウン)があった場合や車両種別が変更になる場合については、この改造申告書を添付して、登録申請していただく必要があります。

[改造登録に必要な書類]

1. 専門業者に頼んだ場合

- 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
- 改造業者作成の改造証明書(内容は本改造申告書と同程度のもの)

2. 自分で改造した場合

- 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
- 原動機付自転車改造申告書(本改造申告書)
- ※ 改造の方法により、次の書類も必要となります。
- (1) 別のエンジンに載せ変えた場合:エンジン購入領収書等
- (2) 改造(ボアアップ)キットを取り付けた場合:改造キット取扱説明書、購入領収書等
- (3) エンジン内部をボーリングした場合:新たなピストンの購入領収書
- (4) その他の改造:市民税課管理係までお問合せください。

3. 注意点

「原動機付自転車改造申告書」に基き標識の交付を行いますが、これは税額の区分が変更になったことによるものです。今回の改造について走行性、安全性について市役所が保障するものではなく、国土交通省で定める形式 認定番号から外れますのでご注意ください。

また、改造等を偽って申告した場合は、地方税法第448条に違反し罰せられます。なお、道路交通法上の扱いについてもご本人様の責任で行ってください。

[参考]地方税法第 448 条

(略)申告し、または報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

原動機付自転車の改造をした方へ

本来、原動機付自転車は、オートバイメーカーが安全性・耐久性などあらゆる面から試験等を繰り返し、車両の生産を行っています。本来より も大きなパワーが出る改造を行うと制動力・安全性の面で車体の性能が不足することが考えられます。

また、市役所では原動機付自転車の排気量等に対して、地方税法上規定されている項目に該当した標識を交付しているもので、改造した車両が 「道路運送車両法の保安基準を満たしている」ということで交付しているわけではありません。改造しても「一人乗り」が「二人乗り」等にはな りませんので、走行にあたっては改造前と変わらないということをご承知おきください。

なお、車両種別が変更になるような改造を行った場合には、免許区分や保安基準などが該当車両種別のものとなり、必要免許の取得や整備を行っていない場合には、違反となり処罰の対象となることがありますので御注意ください。

[お問合せ] 武蔵野市役所市民税課管理係 (電話) 0422-60-1822 (直通)